

福井県国民保護計画

〔概要版〕

福井県

福井県国民保護計画とは

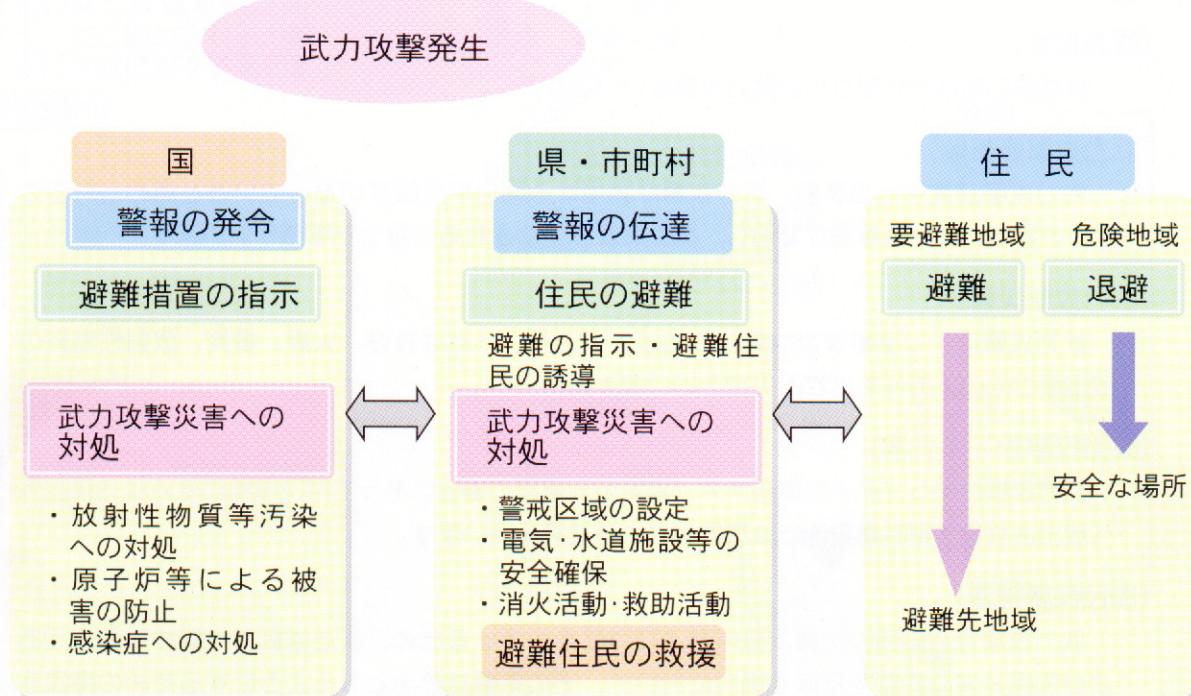
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）が平成16年6月に公布、同年9月に施行されました。

これにより、県は武力攻撃事態等において住民の生命、身体および財産を保護する責務を負うことになります。

本県は、原子力発電所が集中して立地していることや、過去に不審船問題や拉致問題が発生、さらには日本海に面しているといった地理的な事情があり、万一有事が発生した場合に備えて、その対応をできるだけ早期に進めていく必要があります。

このため、県では、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等において住民の避難や避難住民の救援等の国民保護措置が的確かつ迅速に行われるよう、これらの措置を内容とする「福井県国民保護計画」を平成17年7月に策定しました。

国民保護のイメージ



福井県国民保護計画の基本的な考え方

この計画に定める国民保護措置を実施する際の基本的な考え方は、次のとあります。

国民の自発的意志による協力

国民保護措置の実施に関し、国民の協力はその自発的意志にゆだねられるものであって、その要請に当たり強制にわたることはありません。

基本的人権の尊重

国民保護措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重します。また、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行います。

災害時要援護者への対応

高齢者、障害者等の災害時要援護者に対し確実に情報が伝達されるよう配慮するとともに、避難や救援などの措置を的確かつ迅速に実施します。

情報伝達体制の確立

国民保護措置の実施内容、被災状況等に関する正確な情報を、国から県、市町村、関係機関のほか住民まで提供することを基本に、的確かつ迅速な情報の伝達体制を確立します。

関係機関相互の連携協力の確保

国民保護措置の円滑な実施を図るため、国、県、市町村その他関係機関は、平常時から関係機関相互の連携体制の整備に努めます。

安全の確保

武力攻撃事態等においては、国民の安全はもとより、国民保護措置を実施する各機関の業務に従事する者の安全の確保にも十分配慮します。



* 表紙のマークは、国民保護措置に係る職務を行う者等およびそのために使用される場所等を識別するための国際的な特殊標章です。

計画の内容

計画の構成

第1章	計画の全般	計画の基本、武力攻撃事態の類型、県・市町村等の責務など
第2章	平常時の備え	組織体制整備、訓練、備蓄、医療救護体制、災害時要援護者支援など
第3章	実施体制等	実施体制、広域応援、情報の伝達、住民に対する協力要請など
第4章	避難・救援	住民の避難、避難住民等の救援および医療措置、運送、交通の確保など
第5章	災害への対処	応急措置、防疫対策、廃棄物対策、生活の安定など
第6章	原発への対処	基本方針、平常時の備え、通報、応急対策など
第7章	復旧・復興	被災施設および被災地の復旧、生活の安定など

用語の説明

[武力攻撃]

我が国に対する外部からの武力攻撃をいいます。

[武力攻撃事態等]

武力攻撃が発生した事態、武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態、または事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。

[武力攻撃災害]

武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいいます。

[武力攻撃原子力災害]

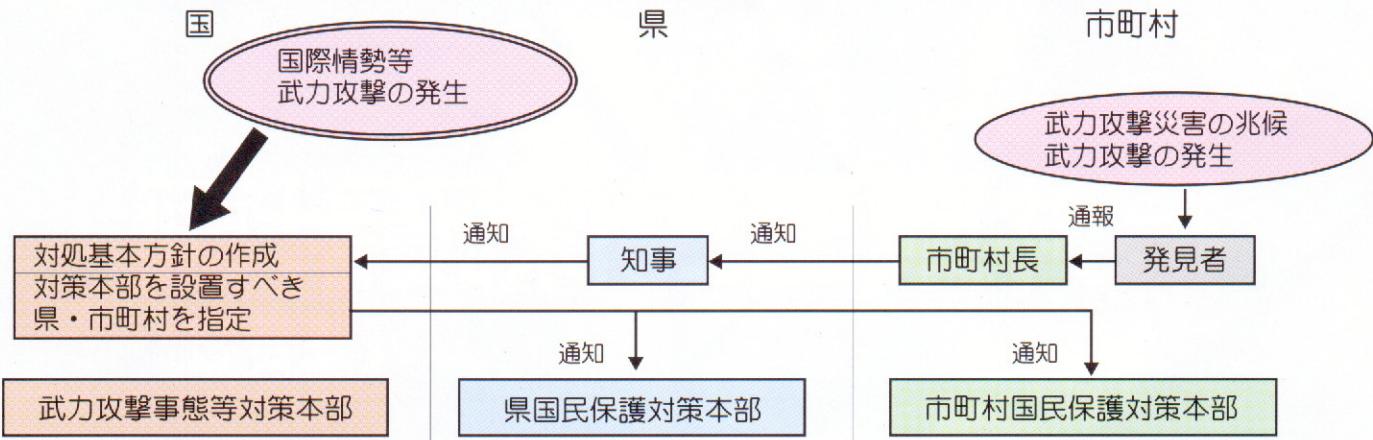
武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質または放射線による被害をいいます。

[国民保護措置]

武力攻撃から国民の生命、身体および財産を保護するため、または武力攻撃が国民生活および国民経済に影響を及ぼす場合において、その影響が最小となるようにするための措置をいいます。

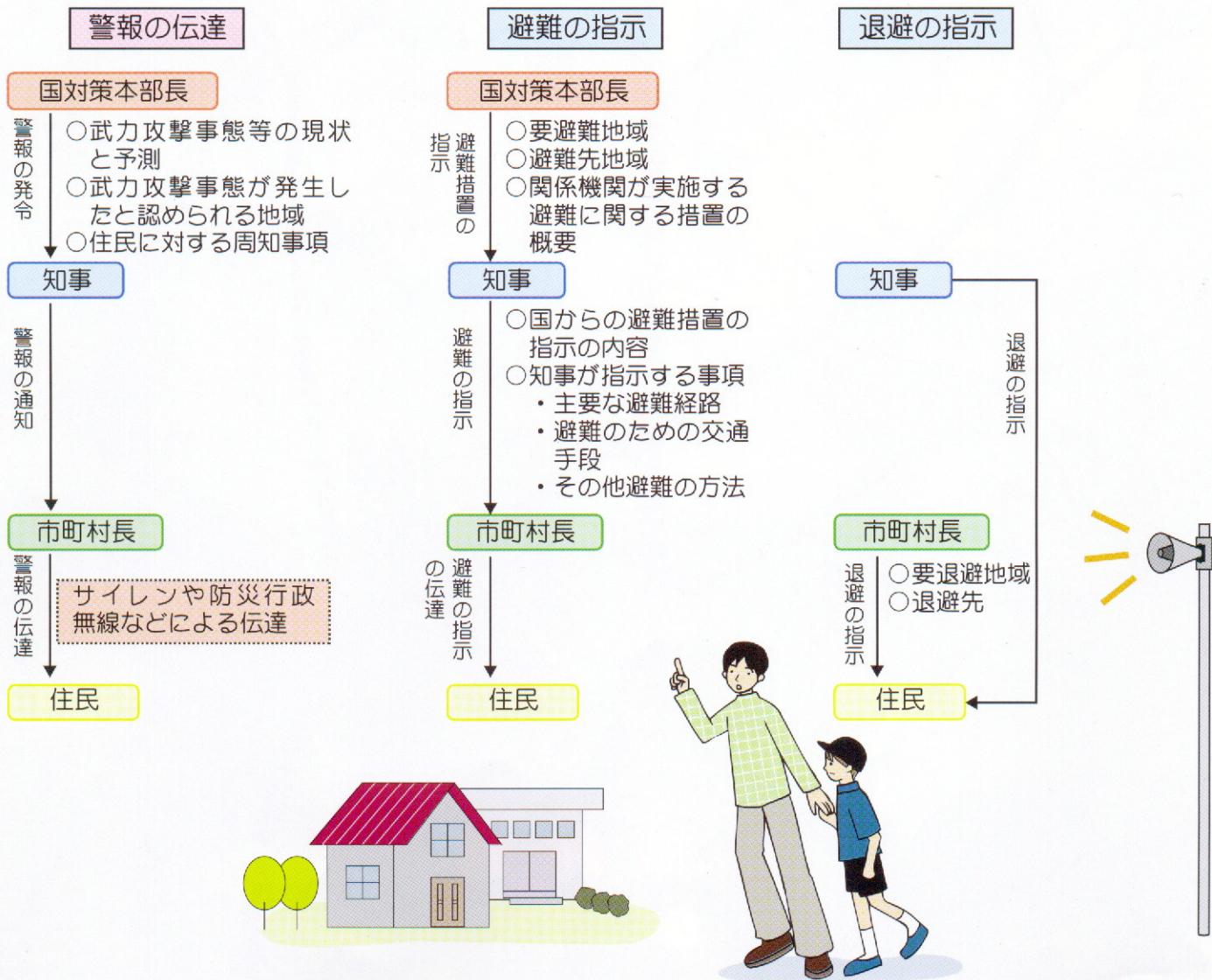
実施体制

武力攻撃事態等において、国から県対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合は、直ちに県対策本部を設置し、県域内での国民保護措置の総合的な推進を図ります。



情報の伝達

国民保護措置を実施する際は、警報の発令や避難の指示などの情報を的確かつ迅速に伝達します。

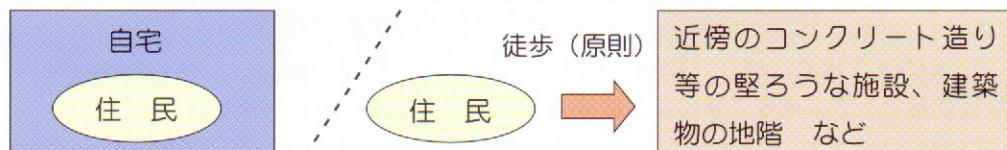


住民の避難

武力攻撃事態等において警報が発令された後、さらに住民の避難が必要であると認められるとき、県は市町村を経由して、住民に避難を指示します。

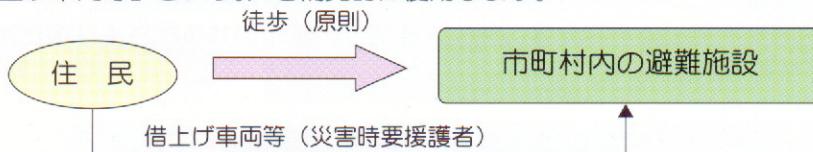
1. 屋内避難

避難方法 徒歩を原則とし、できるだけ速やかに屋内に避難します。その後事態の推移、被害状況等によっては、他の安全な地域に避難します。



2. 市町村内避難

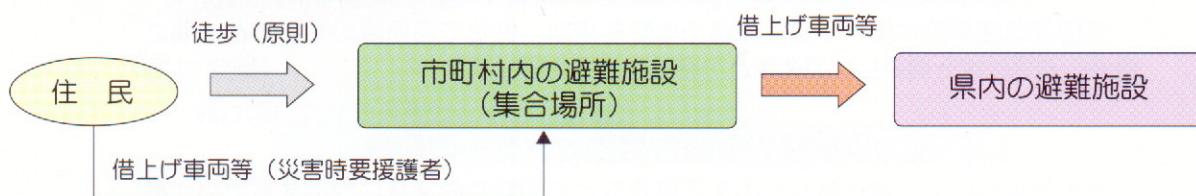
避難方法 徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が困難である災害時要援護者の避難に限り、バスなどの借上げ車両および公用車（これらの車両を以下「借上げ車両等」という。）を補完的に使用します。



3. 県内避難

避難方法 市町村内避難施設への避難は上記の市町村内避難と同様。

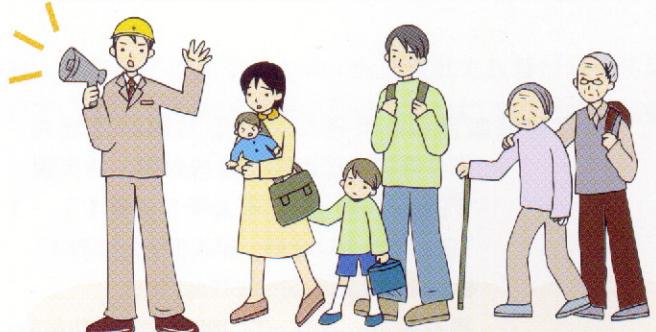
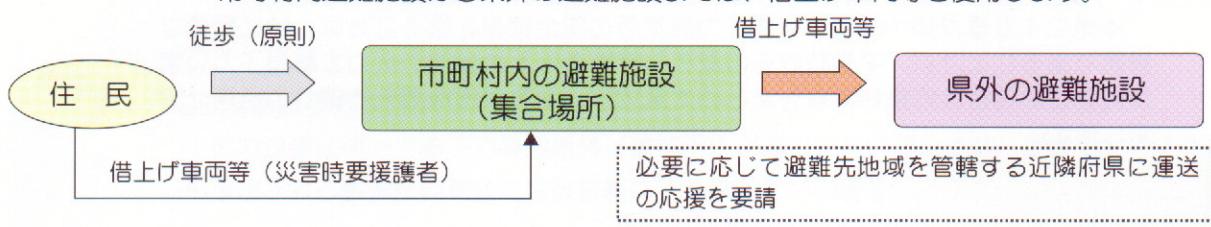
市町村内避難施設から県内の避難施設までは、借上げ車両等を使用します。



4. 県外避難

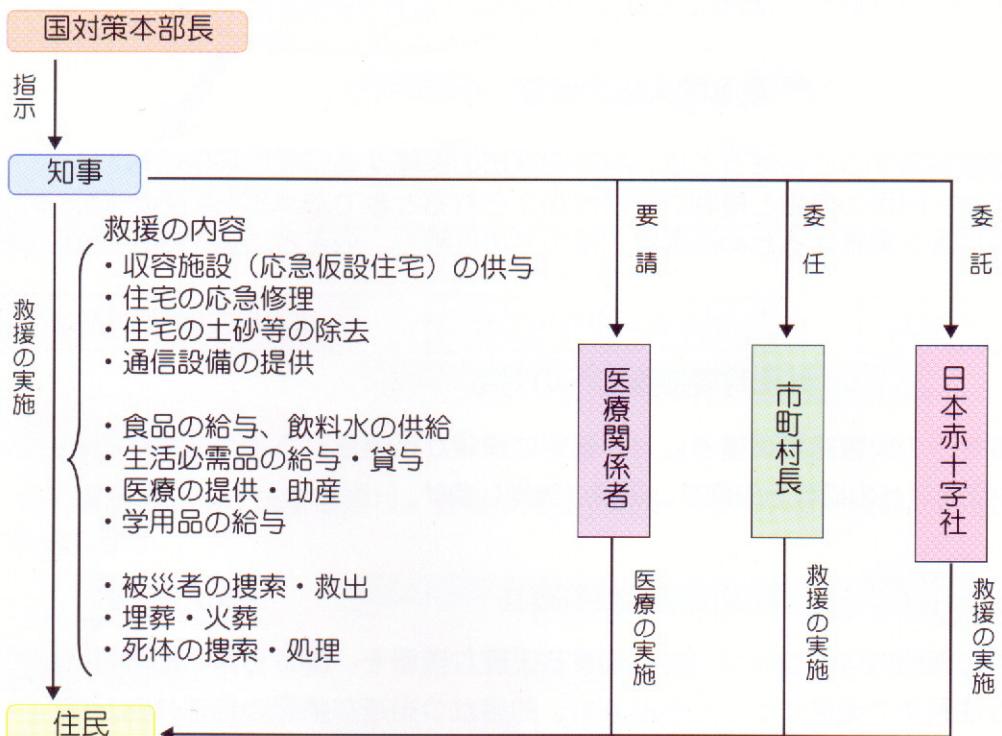
避難方法 市町村内避難施設への避難は上記の市町村内避難と同様。

市町村内避難施設から県外の避難施設までは、借上げ車両等を使用します。



避難住民等の救援

武力攻撃事態等に際し住民の避難が行われた場合および武力攻撃災害により被災した場合において、避難住民や被災者に対し、食品・生活必需品の給与、医療の提供などの救援に関する措置を行います。



復旧・復興

武力攻撃災害により被災した施設および被災地の早期の復旧・復興を図ります。また、被災者の生活の安定のため、必要な支援を行います。

- 被災施設および被災地の復旧・復興
- ・公共土木施設・都市施設等の復旧
 - ・大規模被災地の計画的復興

- 被災した住民の生活の安定
- ・住宅の確保
 - ・雇用機会の確保
 - ・被災者総合相談センターの設置
 - ・金融措置等

計画の特徴

初動時体制の確立

国において武力攻撃事態等が認定される前など武力攻撃の初期段階において、県独自に国民保護対策連絡室を設置し、迅速に対応します。

24時間即応体制の整備

国からの警報の受信や市町村への伝達などに迅速に対応できるよう、24時間即応の体制を確立します。

災害時要援護者情報共有システムの整備

災害時要援護者に関する情報を市町村が一元的に収集、整理し、県もその情報を共有することで、避難や救援などの措置を的確かつ迅速に実施します。

自家用車等の使用

避難の実施に当たり、公用車やバスなどによる輸送手段を補完するため、災害時要援護者の避難に限り、所有者等の協力を得て自家用車等を使用します。

国の現地対策本部との合同会議

国の現地対策本部との合同会議の開催を要請し、情報の共有化および国民保護措置の効果的な実施を図ります。

市町村国民保護対策本部への県職員の派遣

市町村国民保護対策本部に県職員を派遣し、情報収集や伝達に当たらせるとともに、県・市町村の連携の取れた国民保護措置を実施します。

自衛隊との連携

県国民保護対策本部への自衛隊員の常駐を求め、併せて自衛隊の各部隊との間に直通の通信回線を構築し、自衛隊との密接な連携を図ります。

武力攻撃被災者総合相談センターの開設

復旧時において、被災者からの生活再建などの相談や問合せに対応するため、被災地に県や市町村の相談窓口を一元化した武力攻撃被災者総合相談センターを開設します。

原子力発電所の武力攻撃災害への対処

本県に15基が集中立地する原子力発電所の安全確保を図ることは、特に重要な課題であることから、平常時からの原子力事業者等との連携や武力攻撃原子力災害が発生した場合の応急対策等をまとめて規定し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施します。

福井県国民保護計画に関するお問い合わせ先

福井県安全環境部 危機対策・防災課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL:0776-20-0236 FAX:0776-22-7617

E-mail:kikitaisaku@preffukui.lg.jp

福井県ホームページ <http://info.preffukui.jp>



健康長寿な福井です。